令和元年度大阪府公衆浴場入浴料金審議会議事録

とき　　令和元年７月16日（火曜日）

15時30分から17時30分

ところ　　プリムローズ大阪３階「高砂東の間」

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局事務局木村課長事務局事務局菅田委員事務局事務局高尾会長事務局事務局高尾会長事務局事務局事務局事務局事務局事務局事務局高尾会長細見委員事務局高尾会長事務局高尾会長見鳥委員高尾会長見鳥委員事務局松永委員高尾会長松永委員宮前委員松永委員事務局松永委員細見委員土本委員宮前委員松永委員川人委員高尾会長川人委員高尾会長川人委員高尾会長宮前委員高尾会長松永委員宮前委員松永委員高尾会長松永委員北出委員高尾会長松永委員高尾会長宮前委員中村委員高尾会長高尾会長高尾会長事務局高尾会長事務局高尾会長事務局高尾会長見鳥委員事務局見鳥委員菅田委員高尾会長事務局見鳥委員高尾会長松永委員高尾会長川人委員事務局川人委員事務局川人委員高尾会長菅田成員高尾会長松永委員高尾会長事務局高尾会長宮前委員松永委員高尾会長宮前委員事務局高尾会長高尾会長事務局高尾会長高尾会長中村委員宮前委員中村委員高尾会長事務局宮前委員高尾会長高尾会長事務局木村課長事務局 | 本日は、皆様、大変お忙しい中、大阪府公衆浴場入浴料金審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、大阪府健康医療部環境衛生課の浅野でございます。本日の会議の審議に入っていだだきます迄の間、進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。早速ですが、本日の配付資料の確認をさせて頂きます。お手元の資料の上から順にご覧いただきたいと存じます。一番上が、次第・委員名簿・配席図の３枚ものとなっております。次に、「平成29年大阪府公衆浴場基礎調査結果資料」、「令和元年度大阪府入浴料金審議会追加参考資料」となっております。過不足がございましたらお申出ください。本日、ご出席いただきました皆様には、本審議会規則第２条第２項に基づき、本審議会委員にご就任いただいております。それではご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。お手元の委員名簿と配席図をご参照願います。まず、学識経験者委員から摂南大学経営学部教授　高尾委員でございます。関西大学経済学部教授　菅田委員でございます。公認会計士の　見鳥委員でございます。元産経新聞記者で、フリージャーナリストの細見委員でございます。次に、営業者代表の委員でございます。大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合理事長　宮前委員でございます。大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合副理事長　土本委員でございます。大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合常務理事　北出委員でございます。続いて、利用者又は消費者代表の委員でございます。なにわの消費者団体連絡会　幹事　中村委員でございます。大阪母親大会連絡会　委員長　松永委員でございます。次に、関係行政機関から大阪市健康局生活衛生担当部長　川人委員でございます。本日は御欠席でございますが、学識委員として、大阪大学大学院経済学研究科教授　椎葉委員、利用者又は消費者代表の委員として、日本労働組合総連合会大阪府連合会執行委員　松井委員、市町村長委員として阪南市長の水野委員、島本町長の山田委員にご就任頂いております。続きまして、事務局の大阪府でございますが、大阪府健康医療部環境衛生課　木村課長でございます。大阪府健康医療部環境衛生課生活衛生グループ　吉田総括主査、浅野でございます。それでは、会議開催にあたりまして、大阪府健康医療部環境衛生課　木村課長より、ごあいさつを申し上げます。大阪府健康医療部環境衛生課長の木村でございます。本日は大阪府入浴料金審議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆様方におかれましては、日頃から府政の推進に格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げる次第でございます。また本日は何かとご多忙の中、審議会ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。御承知のとおり、公衆浴場は自家風呂を持たない方々に入浴の機会を提供いたしますと共に、自家風呂を持っている方々にも地域に密着したふれあいの場として、憩いと安らぎを与えるなど国民生活の充実に大きな役割を果たしているところでございます。特に昨年は、自然災害が多数ございましたが、大阪北部地震発生時には、入浴困難な被災者の皆さんに対しまして、無料での銭湯開放などの実施をされ、生活衛生の向上のみならず、地域社会におけるコミュニティの柱として重要度が再認識されたところでございます。しかしながら、今日の公衆浴場業におきましては入浴者数の減少や営業収入の減少、そして経営者の高齢化など一般公衆浴場を取り巻く環境は依然として厳しいものがございます。また、10月1日には消費税率が10％になることが予定されており、一般公衆浴場の経営に影響があるのではないかと考えているところでございます。本審議会は、物価統制令により指定をした一般公衆浴場の入浴料金の改定の要否並びにその必要がある場合における改定額につきまして審議をいただく場でございます。一般公衆浴場の経営の安定と、利用者、消費者の利益の擁護という双方の観点から、十分なご審議をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、只今から「令和元年度大阪府公衆浴場入浴料金審議会」を開会いたします。本日は、委員総数14名中、ご出席は10名であり、委員の２分の１以上がご出席ですので、審議会規則第４条第３項により、本審議会は、有効に成立しておりますことをご報告いたします。なお、本審議会は公開のうえ、開催しておりますことを併せてご報告いたします。次に審議に先立ちまして、審議会規則第３条に基づき、審議会の会長の決定と、会長から会長代理の指名をお願いしたいと思います。いかがさせていただきましょうか。会長には、本委員として、永年のご経験をお持ちの高尾委員がよろしいのではないでしょうか。只今、高尾委員を推すご意見がございましたが、皆様よろしゅうございますでしょうか。＜反対意見なし＞それでは、高尾委員に会長をお願いしたいと存じます。高尾委員には会長席へお移りいただき、続いて、会長代理の指名をお願いいたします。ただ今、ご推薦により会長の任にあたることになりました高尾です。本審議会は、大阪における一般公衆浴場の入浴料金を審議することを本務としておりますが、公衆浴場業を取り巻く経営環境、経済環境は、様々な課題を含んでおり、以前にもまして委員の皆様方のご協力が必要であると考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、審議会規則第３条第３項に基づき、会長の職務の代理をお願いする委員を、私の方から指名させていただきます。本日はご欠席ではありますが、椎葉委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。＜反対意見なし＞それでは会長代理のご指名が終わりましたので、続きまして、「公衆浴場入浴料金の指定等について」の知事からの諮問書を会長にお渡しいたします。それでは、審議に入って頂きたいと存じます。ここからの進行につきましては、審議会規則第４条第１項の規定によりまして、高尾会長にお願いいたします。高尾会長よろしくお願いいたします。先ほど知事から現行入浴料金の改定の要否について、本審議会に対して諮問いただきました。入浴料金については、平成26年４月16日の改定以降据え置きとなっております。料金改定の要否について、燃料費や上水道料金、人件費など、公衆浴場経営の状況のコストの面を把握し、入浴料金収入と収支を見定め、物価変動や社会・経済情勢も勘案し、改定額など審議を進めるところです。つきましては、本日の議案として「基礎調査結果の報告」「経営状況調査を行う標準公衆浴場の選定方法」「今後の審議会の進め方」この３議題について議事を進めたいと思います。まず、はじめに基礎調査結果について、事務局から報告願います。それでは平成29年の大阪府公衆浴場基礎調査の結果報告をさせていただきます。この調査は、府内の公衆浴場組合員423名の経営者の方に調査票を配付し、収入、経営形態、使用燃料、使用水量等についてご回答いただいたものをとりまとめたものであります。「平成２9年大阪府公衆浴場基礎調査結果」と記載されました冊子をご覧ください。それでは、資料の１ページをご覧ください。１ですが、平成30年3月31日現在の大阪府の公衆浴場の施設数及び組合員数を記載しています。黒枠で囲んでいるところをご覧ください。一般公衆浴場数ですが、平成29年の欄をご覧ください。府内全体で579施設うち423施設が組合員数で大阪市内が320施設、大阪市外が259施設という状況です。一般公衆浴場における組合加入率は、平成29年は73.1%でございます。次に2に公衆浴場組合員数一覧を示しています。一番下の黒枠内をご覧ください。大阪市内が248施設、大阪市外が175施設という状況でした。2ページ目をご覧ください。３の調査対象施設・回収率等を記載しています。今回の調査では、423施設のうち325施設に回答をいただきまして、回収率76.8％でございました。続きまして4の基礎調査項目でございます。（１）～（８）までありまして（１）から経営主体、申告の種類、年間収入、燃料の種類及び燃料費、使用水の種類及び水道料金、経費として、電気料金、借地または借家料、人件費、従業員数、入浴者の割合について調査を行っています。なお、参考として18ページに実際に使いました料金算定基準基礎調査の調査票を添付しております。5の基礎調査結果でございます。次ページの平成29年基礎調査結果（市町村別施設状況）ご覧ください。先ほどご説明しました項目のうち、（６）経費を除いた項目の市町村別に一覧にまとめました。まず、施設数ですが、大阪市が509施設で府全体1,029施設の半数を占めています。次に東大阪市が68施設、続いて堺市56施設、豊中市35施設となっています。その他の項目につきましては、ご覧のとおりです。続きまして4ページをご覧ください。６基礎調査結果の項目別の状況を示しています。（１）の経営主体です。黒枠内をご覧ください。個人営業が325施設中256施設で78.8%を占めています。法人営業は69施設で21.2%でした。続いて（２）の申告種類です。同じく黒枠内をご覧ください。325施設中96.9％の314施設が青色申告、3.4％の11施設が白色申告でございました。　次に（３）の年間収入です。アは、入浴料金のみの年間収入でございます。黒枠内をご覧ください。全体325施設で約48億6,600万円、1施設あたり平均が約1,500万円でした。イは、入浴料金外の年間収入でございます。全体325施設で６憶8,600万円、１施設あたり平均が約200万円でした。続いて５ページをご覧ください。（４）使用燃料の区分でございます。黒枠内をご覧ください。重油のみ使用している施設が325施設中78施設で24.0%、重油と重油以外の燃料（代燃）を併用して使用している施設が65施設で20.0%、重油以外の燃料のみを使用している施設が182施設で56.0%でした。アをご覧ください。今ご説明させていただきました重油以外の燃料ですが、ガス、廃油、廃材、電気等を単独又は併用して使用しており、それぞれ使用している施設数は記載しているとおりです。イをご覧ください。黒枠内をご覧ください。燃料費ですが重油のみ使用している施設が78施設で約2億700万円。1施設あたり266万円、重油と代燃を併用している施設が65施設で1億600万円。1施設あたり164万円、代燃のみを使用している施設が182施設で約3億3,300万。1施設あたり183万円、全体で1施設あたり199万円の使用という状況でした。続いて6頁をご覧ください。（５）使用水の状況でございます。黒枠内をご覧ください。上水道のみを使用している施設が325施設中287施設で88.3%という状況でした。上水道と井戸水を併用している施設が325施設中36施設で11.1%、井戸水のみを使用している施設が4施設で0.6%でした。続いて※の水道使用料金ですが黒枠内をご覧ください。こちらの値については、上水道のみと上水道と井戸水併用施設に323施設の集計となります。上水道のみ使用している施設の合計が287施設で2億6700万円、1施設あたりの平均が93万円、井戸水を併用している施設36施設で1971万円、1施設あたり55万円、全体の323施設では、2億8645万円、1施設あたり約89万円という結果でした。続いて７ページをご覧ください。（6）の従業員の状況でございます。黒枠内をご覧ください。全体の325施設での従業員の合計が1123人で1施設あたりの平均が3人という結果でした。次に（７）の利用者区分の状況をご覧ください。大人（12才以上）が93%、中人（6才以上12才未満）が4%、小人（6才未満）が3%という状況でした。次に（8）1日の利用者数の状況をご覧ください。1日の利用者数は、年間収入を年間営業日数312日で割り、さらに大人料金440円で換算して算出しています。全体の325施設での1日利用者数の合計は35,440人で1施設あたりの平均は109人という結果でした。続きまして８ページをご覧ください。利用人数階層別状況です。上水道のみ、青色申告を行っている217施設を対象に、先ほどの1日利用者数を各施設50人ごとの階層に区分して、重油等の燃料別に集計をしています。黒枠内をご覧ください。個人営業では、51人~100人の区分の階層が一番多く、合計104施設でございました。法人営業では、151人~200人の区分の階層が一番多く、合計18施設でございました。９ページをご覧ください。全体では、51人~100人の区分の階層が一番多く、合計で120施設ございました。その他の階層別の数値についてはご覧のとおりです。次に10ページをご覧ください。８番として平成28年と29年の基礎調査結果の比較をしています。これは、平成28年調査時と平成29年調査の両方でご回答いただいた308施設での比較になります。まずは、（１）1日の利用者数ですが、平成28年は110人、平成29年は109人と１名マイナスでした。次に（２）年間収入（売上）ですが、平成28年の平均が1510万円、平成29年は約1,500万円とマイナス約11万円でした。売上げの分布としては、下の棒グラフをご覧ください。平成28年が1,001万～1,500万円が1番多かったのに対し、平成29年は、左にスライドし、501～1,000万円の施設が1番多い状況となっていました。次に（３）の年間収入の増減ですが、減収となった施設が89施設61%を占めていました。一方で38%の116施設が増収となっている状況でした。次に11ページをご覧ください。ア　売上が減少した189施設の年間収入（売上）の減少幅ですが、マイナス1～マイナス100万円の施設が多い状況でございました。次にイ　年間収入（売上）の増加した116施設では、１～100万円の施設が一番多い状況でした。12ページをご覧ください。(４)燃料費の比較です。アの種類別施設数ですが、平成28年に燃料の区分の未回答施設があり、307施設となっています。重油のみが平成29年77施設の３施設増加、重油と代燃併用が平成29年61施設とマイナス９施設、代燃のみが170施設と７施設増加しました。次にイの燃料費の比較ですが平成28年と平成29年では、ほぼ横ばいであり、全体で１施設あたり50円の増加という結果でした。次に（５）上下水道料金の比較です。1施設あたりの上下水道使用料金についても同様にほぼ横ばいであり、１施設あたりマイナス60円という結果でした。次に（６）従業員数の比較です。従業員は平成28年と平成29年は変わらず3人という結果でした。次の13ページからの説明の前に、これまでの入浴料金の算出方法について説明させていただきます。「令和元年度大阪府入浴料金審議会追加参考資料」の１ページをご覧ください。入浴料金は、記載しておりますとおり、総括原価方式で算出してまいりました。まず、前年度基礎調査をもとに標準施設サンプルを70施設抽出し、青色申告書の内容をもとに経営コストにかかるデータを整理し、標準施設の平均必要経費を算出します。次に消費者物価等、現在の情勢分の要素を（２）で算出した平均必要経費に加えて推定経費を算出します。最終、推定売上と推定経費の差額を現在の売上に加えて、かつ1日の利用者数で除した値を1日の一人あたりの利用料金として算出しています。算出にあたり、必要な調査項目と致しましては、厚生省通知に基づいて行っており※の支出調査項目となっています。「平成29年大阪府公衆浴場基礎調査結果資料」の13ページにお戻りください。平成25年以降の、上水道のみを使用しかつ青色申告の施設を対象に、一日の大人の入浴者数を50人ごとの階層に区分し、上に個人経営、下に法人経営に整理したものです。大阪府では、前回平成25年度の料金改定の審議会以降は、毎年の基礎調査結果を基に事務局で前回の審議会での「標準浴場の選定方法」である、全ての階層から70施設を抽出し、公衆浴場入浴料金改定の検討の資料を作成してまいりました。14ぺージをご覧ください。平成29年の基礎調査を基にした選定分布です。平成29年の基礎調査をもとに、個人法人、階層、燃料別の割合とほぼ同じ割合で、70施設を選定しております。15ページをご覧ください。選定しました70施設のうち、個人経営総収支実績表です。階層が大きくなるほど収益合計が増え、営業費用合計も大きい傾向になっています。16ページに法人経営の総収支の実績表を掲載しています。法人についても同様の傾向です。17ページの「公衆浴場の入浴料金改定の検討」の説明する前に「令和元年度大阪府入浴料金審議会追加参考資料」２ページをご覧ください。「１日の大人一人あたりにかかる営業費用の計算方法」を記載しております。まず、年間の入浴料金収入を年間営業日数312日と現行の大人の１日入浴料金440円で割りますと、１日の大人に換算しました入浴者数が計算されます。１年間の営業費用を年間営業日数312日と（１）で計算しました入浴者数で割りますと１日の大人一人あたりにかかる営業費用が計算されます。「平成29年大阪府公衆浴場基礎調査結果資料」17ページにお戻りください。この計算方法により平成29年実績をもとに計算した結果、大人一人あたりの営業費用は436.5円という結果でございました。もう一度「追加参考資料」３ページをご覧ください。平成25年12月25日に出されました厚生労働省の通知文、下記１に記載されておりますとおり、入浴料金の統制額には消費税が含まれております。ご承知のとおり、消費税は、売上げに対して現在、8％分を国及び地方に納めることになります。消費税は消費者が負担し営業者が仕入れにかかった消費税額を控除して納税するという間接税となっております。売上げが1,000万円以下の営業者は消費税の納付が免除されます。ただし、仕入れ額にかかる消費税分は仕入れ時に支払うことになります。また、年間売上が5,000万円以下の場合、簡易課税制度といって仕入控除について、仕入れ額に関係なく、一律、みなしの仕入れ率50％を適用する制度を選択することもできます。もう一度17ページの「平成29年大阪府公衆浴場基礎調査結果資料」にお戻りください。今回選定した７０施設では、営業収入が1,000万円以下が12施設、簡易課税制度を選択している施設が34施設、一般課税の施設が25施設でした。営業費用の内、消費税対象項目に※（アスタリスクマーク）や公租公課について、簡易課税制度として消費税を平成29年実績８％から10％に換算しなおしたものが（Ｂ）列になります。その場合の大人一人あたりの営業費用は444.5円という結果で、現在の入浴料金440円を上回っております。また、本基礎調査は平成29年実績ですが、これら人件費、重油価格の増加率、電気料金などの変動要素を平成30年度時点について反映して、消費税10％として換算したものがＥ列となります。その場合の大人一人あたりの営業費用は454.5円という結果でした。なお、人件費、重油価格の変動として「平成29年大阪府公衆浴場基礎調査結果資料」20ページ、21ページに参考資料を添付しております。また、19ページに全国の公衆浴場入浴料金統制額を添付しています。神奈川県が大人料金470円で一番高く、大阪府は440円と4番目の高さとなっています。22ページに公衆浴場補助対策等についても、参考に添付しております。平成29年基礎調査結果についての説明は以上です。ただいま、事務局より報告があったわけですが、これについて何かご不明な点等意見はありますか。19ページ、全国では浴場数としては大阪が一番多いのですね。東京が561。大阪は全国で一番多いですね。平成30年３月の状況ですので、31年の時点ではこのような結果になっております。普通公衆浴場数ということですので、公共などを含む数になります。よく東京と大阪が均衡しています。ただいま事務局が平成29年の基礎調査をもとに70施設を抽出し、算定された結果ではありますが、抽出方法や算定方法については、前回審議会の方針や国の通知に基づき実施されており、今回審議で直接参考にすべき経営状況調査はまだ、実施されていませんが、入浴料金額の算定要否について、特に消費税増税に伴う料金改定については、議論できる資料と思います。そのうえで、ご質問いただきましたデータの結果を踏まえますと浴場の経営状況は厳しく、現行の入浴料金のままで、消費税が増税した場合には、公衆浴場の経営状況の厳しさは増すことが伺えます。本件資料は平成30年までの状況ですが、令和元年の今現在までの、人件費や重油料金などの変動などはどうですか。「追加参考資料」4ページをご覧ください。人件費、重油増加率、電気料金増加率を令和元年５月までのデータで再度算出した場合、Ｅ列となります。その場合の大人一人あたりの営業費用は455.9円という結果でした。なお、こちらの算定にあたりましては人件費、重油価格の変動として「追加参考資料3の」６ページ、７ページに添付しております。また、今後の景気動向の参考に大阪市の「消費者物価指数」を８ページに添付しております。燃料費、物価なども緩やかな上昇傾向であり、水道料金は消費税増税に伴い、転嫁されるわけですね。私としては、事務局が作成してくださった詳細なデータ、令和元年の今日の状況を踏まえ、入浴料金に対し消費税増税分10円の料金改定は必要と思いますし、改定時期については10月１日改定が望ましいと思いますがいかがでしょうか？この資料で提示される限り消費税が10％に上がった場合は、料金は検討しなければいけないと思いますけれども、ただ70施設の選定の基準はどうなのかなと個人的には思います。先ほどの説明の中で、最初の4ページ、29年の資料の中で項目別基礎調査結果として、個人が８割・法人が2割で集計されたと思いますが、お風呂の数が減ってきているとなれば、個人と法人の割合は変わってくるのではないか。また、それによって集計される数値も、多少なりともずれてくるのではないか。もう少し厳密な数値がそこで算出されるのではないかという気はしています。例えばこの割合を過去三年間の平均を取って、個人と法人の集計割合、集計施設を抽出して出すとか、もう少し厳密なやり方をされたらいいのではないかと思います。70施設の選出は、全体の母集団の割合に応じて、その都度のデータで行っています。その中での個人と法人の割合についてはどうでしょうか。今は、個人と法人の基礎調査の結果の割合で、70施設の個人法人の割合を算定しております。その基礎調査結果の分布割合です。前任の方から平成26年３月27日に行われた議事録を見させていただき、その中に前任の田川委員が中学生の料金についての提案をし、細見委員から共感の意見をいただいたとありました。これについては、組合の方からも組合でも論議していますということが載っていたのですが、その結論といいますか、それは大人中人子供という風な料金の、もう一つ枠を作ったらどうだろうかというような具体的な案だったかと思いますが、いかがだったでしょうか。私の記憶では、大人料金をだいぶ値上げをした中で、ただ中人とか小人の料金はできるだけ据え置くようにというご指摘が先輩の委員の方からありましたので付加考慮し、できるだけ上げないようにしたかと思います。中学生の12歳からの方というのは第二次性徴期ですから、大人に入る入らないのちょうど中間ですよね。ということになりますと、中学生に入ってすぐ大人の扱いというのは一般的、社会的にはしない年代の時ですから、中学生であることでくくって、大人の440円よりはもう少し安くできるというようなことを、組合のほうからもそのことについては論議しますというような内容も議事録となっておりまして、理事会で検討していく段階にいっておりますとなっておりましたが、その後はいかがですか。自主的に300円で中学生を入れられてる施設もございます。自主的ですけど。ただ中学生の場合は３年間だけですので、絶対数でいうと非常に少ない。それと、本人が中学生といえば中学生で入っていただいていますが、中学3年生と高校1年生の違いが判らない。また、生徒手帳を持参されたら中学生として300円のところもある。その辺の判断が難しい。体大きいですからね。自主性にお任せしている。だから、すべてのお風呂屋さんで中学生料金を導入されている訳ではありません。地域によりますが、中学生の方が非常に少ないところもあり、そこでは導入されていないと。比較的多い地域では導入されている方もいらっしゃる。導入されているところにおきましても、生徒手帳を持参していただいているお店もありますし、私共みたいに本人が中学生といえば中学生料金で入っていただくということもあります。それはこの料金の枠の中に入れるというような案があるということですよね。自主的な取り組みということでの。子供という枠の中に入れないということになるんですね。物価統制令で、大人中人小人という枠が一定決まっております。先ほど組合の理事長からもお話があったように、大人の上限が440円とするので、それを自主的な中で上げるのは難しい。下げていただくことについての縛りはないんですけれど、統制額の中でその規定を設けるというのはできかねるかなと。努力してくださってるというのはよくわかりました。ありがとうございます。お風呂・銭湯がコミュニティの中心となって、皆さん頑張っていただいてるという要素がありますね。ただこれで見てみると中人は4％ですか？非常に少ないですね。うちでも中学生料金を設定したので、我々も期待していたんです。小学生料金から大人になって、急にばたっと来なくなるので、中学生料金にすることによって入浴回数が増えてくれないかなと。けれども、みんな勉強が忙しいんですかね、ほとんど変わらない。需要がなかったということです。小学生までは親御さんがついてこられる。ところが中学生になると親と一緒にこなくなる。だから中学生は３年間だけで、期待値が少ないですね。ですから実際には中学生だけで来られる方は少ないという状況になっている。遊び感覚で、夏場なんかは家族でよく銭湯へ行っていました。ご近所でも風呂屋が無くなって、行くとなったら、隣の区まで行っています。やっぱり子ども食堂などでもそうですが、貧困と格差が見せつけられるようなものは嫌というのは、子供の心の中にはあるのではないかと思います。親御さん達にはおそらくそういうのを見せないというか、子供が親御さんにわかる態度は示されないのではないかと思います。お風呂屋に行かなくても、他の方法で、シャワーや水を浴びるなど、お風呂屋さんに行ってお風呂がないという自分の家庭の事情をさらしたくないというのを聞いたことがあります。小さいときだったら親御さんについていくのは普通。大人になって自分がそういう家庭にいるということは体験したくないというか、第二次性徴期のお子さんにしてみたら起こりうることかなと思う。今銭湯をご利用になっておられる方の中には、ご高齢の方と経済的な問題で家にお風呂のない生活を強いられるという状況の中の方もいらっしゃると思う。ですから450円になるということは、たかが10円かもしれないけれど、負担になることは事実だと思います。私は消費者の立場から消費税増税分は何とか行政で補填できないかという気持ちを強く持つ者です。消費税増税は他にも負担が大きく、生活につながることなので、できるならば消費税増税してほしくないと思います。確認ですが、先ほど高尾会長がご提案された内容ですが、１７ページのE列の大人一人あたり454.5円になるところの「4円」は四捨五入して450円ということで10円値上げということでのご提案ということでよろしいですね。大人料金だけの分ということでよろしいですね。そうですね。17ページの上に中人は150円・小人は60円で、それぞれに対して値上げするということですか。それはこれから議論していきます。それであれば、私は会長のご提案は妥当な線かなと考えます。委員として本日出席いただいている、大阪府公衆浴場業生活衛生同業組合理事長である宮前委員、いかがでしょうか？公衆浴場業界は、厳しい経営状態が続いています。また、燃料費は平成30年10月以降、下がっていますが、その後上昇傾向にあり、物価も若干ではありますが上がってきております。それに加え、水道料金をはじめ、経費に関わるものも消費増税分が転嫁されます。お客様に負担をかけるとことは心苦しいが、消費税分となる10円の値上げを10月１日の改定時期に合わせて入浴料金も改定してほしいと思います。いかがでしょうか委員の皆さん。よくわかります。廃業される時に業者さんにお聞きしますと、一番最初におっしゃるのは燃料費の高騰で、それから重油を買いにくい。「年いったら届けられへんのや」とか「車がないとあかんのや」と。2番目におっしゃるのは後継者。「わしら夫婦でやった後を継げる続ける息子達も帰ってこない」等、言ってみれば、成り立っていかないから引き渡せないということだと思います。その辺も、高くなったら利用者が減っていく、そうしますと経営にも影響していく悪循環に繋がるなと思います。もうひとつ、私はたまたまクリニックで働いておりますが、そこにいらっしゃる方が、銭湯でのコミュニケーションの話をよくなさるんですが、やっぱり裸での付き合いですから、みなさん平等といいますか、忌憚のない色んな話ができて、そこで輪ができるんですよね。年に2回ほどそこでお会いする方たちで、バス旅行を参画されて。そんな風なコミュニティが出来ているというのはすごいなと思いながら聞かせてもらうことがあります。ですから、銭湯を無くして欲しくないという気持ちも、すごくあります。私たちも子供が小さいときはよく利用しましたしね。その話はよく聞きますね。高齢者の方は独居の方がおられますから、友達を誘って、銭湯へ行くのが楽しみだということで来られます。また独居の方は家で風呂がある方でも、家で入るのが怖い。事故の可能性がありますから。そういうのが、交通事故死亡者数より多いのは聞いていますので、そういう人のためにも地域の銭湯は必要なんです。そのためにも何とか10円の値上げを、心苦しいですがお願いしたいと思っています。もう少し利用しやすいようにということで、今後のことなどこの場で話し合えたらいいですね。料金だけでなく、利用方法など大いに利用増につながるのであれば、一層素晴らしいと思います。物価統制令は当初は衛生ということがあったように理解しているのですが、昭和30年前後ですかね。今は衛生というより、みんな町や地域の人が集まってコミュニティの場になさっている。お風呂を契機にして、ベースにして、ぜひ一層有効に利用していけたらと思っています。私は熊本県の出身ですが、前回の地震の時には、地域でお風呂屋さんがあり、すごく助かったと。自衛隊のお風呂も助かったそうですが、一定落ち着いてからは地域のお風呂屋さんが無料で開放してくださったので。お風呂屋さんでゆっくり入ったら本当に命が救われたというか、そのような状況だったので「銭湯って大切だね」という声も聞きました。災害時はうちも無料でやって、そこでアンケート調査をさしていただきました。家にお風呂があるが、そこに水を張っておきたいと。また余震が来るかもしれない、だから使わないで置いておきたいということもありました。宮前委員をはじめ、皆さんの意見を踏まえまして、消費税増税時期に合わせて、大人入浴料金を１０円値上げすべきと判断する意見がありましたが、みなさんいかがでしょうか？もしもというより、私は期待が高いですが、消費税が10％にならなければこの料金（440円）ですか。そうですね。それはまた、もう一度審議やり直しということで、理解しております。消費税が上がるということが前提ですので。10月に消費税増税の際にはこの金額（450円）とのことで、増税でなければ、現行の金額で行くということですね。また改めて値上げの希望・お話がございましたら、もう一度改めて審議会をやるということにしたいと思います。　委員のみなさんと、大人入浴料金440円を10月１日から10円値上げすることの妥当性について、審議することについて賛同がいただけたようです。それでは、今回の審議会では、算定方法については、抜本的な見直しなどは行わず、「平成29年大阪府公衆浴場基礎調査結果資料」の「13公衆浴場入浴料金改定の検討」17ページに準じた算定方法で行うということにしますが、よろしいでしょうか？＜反対意見なし＞　ありがとうございます。次に第2の議題であります、経営状況調査を行う標準公衆浴場の選定については、事務局で従前の標準浴場選定方法で算出しておりますが、先ほど見鳥委員からご指摘のあった、どういう浴場を選定するのかという点で、方法により金額が変わってまいります。その選定方法について議論したいと思います。事務局からご説明願います。　標準施設の選定にあたり、皆様にご意見いただくため、「追加参考資料」５ページの標準施設選定（年別利用者数階層別分）をご覧ください。先ほど、平成29年基礎調査結果の報告で、現在の標準施設70施設の選定方針について説明させて頂きました。今年度、標準施設を抽出するにあたり、過去からの経過を説明させていただきます。平成25年度の入浴料金改定の審議会において、それまで基礎調査の結果をもとに利用者が最も集中している階層を中心に、個人・法人経営について各々、標準公衆浴場を選定する階層の幅を設定し、個人経営から50件、法人経営から20件を抽出していましたが、利用者人数の減少とともに階層のピークが低い階層に移っていることから、平成25年度の審議会では、平成24年の基礎調査結果をもとに標準公衆浴場の選定にあたっては、特に利用者数の階層は定めず、個人と法人の比率も、実態に即して個人56件、法人14件で算出を行いまいした。その後の事務局で資料作成する場合には、この審議会の方針を参考に、階層を定めず全体の実態に即して算定を行ってまいりました。平成29年基礎調査結果から、事務局で抽出した分布については、基礎調査結果資料14ページで先ほど説明させていただいたとおりです。　施設数の減少に関する資料はどちらでしたか。　「追加参考資料」の９ページをご覧ください。一般公衆浴場施設数の推移を示しております。平成30年度末では、全体で517施設というところまで下がってきております。また、10ページには大阪府公衆浴場生活衛生同業組合員数を掲載しております。平成30年度末では、373施設です。残念なことですが、施設数は年々減少しています。標準公衆浴場数の選定は、実際の分布に併せ、全体から抽出する方針は同じでもいいですが、前回の平成24年からの施設数の減少を考えると、選定する数を減らしてもいいのではないかと考えています。平成24年は455施設から70施設を選んでいるので。平成29年は278施設ですから、同じ比率で考えると、何施設になりますか。平成24年は、455施設から70施設選定しましたので、基礎調査施設数の15％選定しています。平成29年施設は、278施設ですので、この15％を選定した場合、43施設となります。個人と法人合わせて43施設ですね。調査数として、十分と思いますがいかがでしょうか？　278施設のうち、70施設を選定すると何割になるでしょうか。　25％です。　統計的にはどうなのでしょうか。　数が多いほうが正確なデータになると思います。コストがかからなければ…。　経営状況調査となると、青色申告を含めたデータを改めて集めますので、事業者へ負担をかけることとなり、また事務局でのチェックも大変な手間となることから、私は43施設あれば、調査数として十分と考えています。　参考に、東京都の経営状況調査数は40施設でした。　何割くらいでしたか。　同じくらいの比率だったと思います。大阪の母数は東京より若干多い程度でした。　経営者の目線だと、正確性という観点から言えば、やはり母数が多いほうがよいと思います。経営状況をきちんとつかんでいただき、必要性があるものであれば、行政の目が行き届くように想定していただきたいので、私は母数が多いほうに賛成です。　全体が減っているので、同じ比率で母集団から15％選ぶと、今回は43施設になる。比率を減らしてはおらず、母集団が減っていたということですね。　278施設に15％をかけたら41施設ではないですか。　41.7ですので、42施設ですね。　平成24年の70/455は、きっちり15％になりますか。　きっちり15％とはならず、70/455の割合に278施設をかけると43施設となります。　統計的に問題ないのであれば、施設数を減らしてもいいかと思います。　皆様、どうでしょうか。　母数が大きければ15％で良いと思いますが、278施設のうち15％だと、どうでしょうか。　従来の比率と変えず、機械的に同じ比率としましたが、少ないと思われますか。　色々な事情を網羅できるかを考えると、やはり母数が多いほうが、正確に数をつかめるのではないでしょうか。施設数推移の資料を見てびっくりしましたが、平成29年が579施設で平成30年が517施設と、1割以上減っていますね。やはり、銭湯を大切にしていくということを、真剣に考えていかなければならない減少数かと思いました。それを考えますと、もう少し丁寧な調査や論議が必要だなと思わざるを得ないのですが。　抽出率を母集団の15％から20％に引き上げると、対象は何施設になりますか。　55.6施設です。　特に根拠があるわけではありませんが、母集団が減っているので、比率を上げるということでいかがでしょうか。前回調査が70施設ということで、サンプル数としては減るのですが。　先生方のお話をお聞きすると、数が多いほうが正確ということですね。　地域性もありますし、十把一絡げにというわけには。　割合はよろしいでしょうか。従来から、割合に応じて施設を選んでおりますが、今回は20％で56施設となります。　前回は70施設でしたね。　平成18年からは70施設を対象としており、平成24年における70施設は比率として15％でした。　15％が先行していたのではなく、従来は70施設を対象としていたのですね。やはり、全体数も減っていますし、対象数を少し減らしましょう。施設と事務局の両方のご負担もありますので。ただし、比率を少し上げ、20％でよろしいでしょうか。そうしますと個人・法人を同じ比率で分けなければならないですね。278施設から56施設選定し、母集団の比率に応じて個人・法人を割り振るということでよろしいでしょうか。＜反対意見なし＞　では、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。それでは最後の議案「今後の審議会の進め方」に移ります。消費税分となる10円の値上げについて、その判断基礎となる調査選定数は56施設とすることが本日決まりました。この内容に沿って、これから経営状況調査を行っていくこととなりますが、今後の審議の進め方について、事務局から何か提案はありますか。　これから、今回資料で算出しております17ページのデータについて標準公衆浴場56施設のうち個人経営が44施設、法人経営が12施設に対する経営状況調査を行い、確認したいと思います。その結果につきましては、経営や管理会計等、専門的知識を中心にすることから、学識経験者の方々に、一定、解析・検討をお願いしたいと考えており、学識経験者による小委員会の設置をお願いしたいと存じます。また、小委員会で確認いただきました結果と、本日いただきましたご意見をとりまとめまして、第２回審議会で答申案をご審議いただくながれで考えております。　只今、事務局からの説明がありましたが、経営状況調査の確認については、会計学上の知識等を要することが中心ですので、学識経験者、つまり１号委員による小委員会を設置し、この小委員会で調査結果の確認を行い、委員の皆様に次回審議会の場で報告させていただきますが、いかがでしょうか。＜反対意見なし＞　ご賛同をいただきましたので、小委員会を設置することとし、その委員には、１号委員の皆様にお願いすることにしたいと思います。ではよろしくお願いいたします。経営状況調査について、浴場組合の皆様には、標準浴場として選定された56施設の営業事業者の皆様からの必要な資料提供等、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。これで予定しておりました議題については、全て終了したわけでありますが、他にご意見等ございませんか。生活衛生同業組合員数は今373ですが、やはり廃業されている分だけ減っているのですか。そうです、多いですね。廃業分は大体40軒位です。全部で517軒ありますが、その差は組合に入られていないということですね。入られていない方はこの物価統制外で、自由に料金を設定しているということですか。いえ、一般公衆浴場として許可をしている公衆浴場については、必ずこの物価統制令がかかります。組合員数は、組合に入っておられる方という意味です。そうですね。他にご意見等ございますか。＜意見なし＞これをもって本日の審議を終わります。では、事務局に進行をお返しします。高尾会長ありがとうございました。各員の皆様には、長時間にわたってのご審議を賜り、ありがとうございました。では、閉会にあたり、環境衛生課　木村課長よりご挨拶申し上げます。本日は、長時間にわたりご審議ありがとうございました。皆様から、今回の審議会は、大人料金を10月１日から10円値上げることの妥当性を審議していただくとのご意見を頂きました。その為には、９月初旬には答申を頂きたいと考えおります。非常にタイトなスケジュールではございますが、今後ともよろしくお願い致します。本日はありがとうございました。以上をもちまして、閉会とさせて頂きます。次回、小委員会ならびに第２回審議会の日程等につきましては、改めて調整をさせていただきます。本日はありがとうございました。 |